

V その他森林整備のために必要な事項

1 森林経営計画の作成に関する事項

- (1) 路網の整備の状況その他の地域の実情からみて造林、保育、伐採および木材の搬出を一体として効率的に行うことができると認められる区域
森林法施行規則第33条第1号口の規定に基づく区域について、別表5のとおり定めるものとする。
- (2) その他
森林経営計画を作成するに当たり、次に掲げる事項について適切に計画すべき旨を定めるものとする。
- ア IIの第2の3の植栽によらなければ適確な更新が困難な森林における主伐後の植栽
- イ IIの第4の公益的機能別施業森林の区域内における施業の方法
- ウ IIの第5の3の森林経営の受委託等を実施するうえで留意すべき事項およびIIの第6の3の共同して森林施業を実施するうえで留意すべき事項
- エ III 森林病虫害の駆除および予防、火災の予防、その他森林の保護に関する事項

2 生活環境の整備に関する事項

将来にわたり活力に満ちた持続的な地域づくりに資するためには、自立と協働による地域の運営者、産業および経済の担い手、地域の環境保全や文化の伝承者の育成を図る必要があることから、高島市若者定住促進条例(平成20年条例第29号)に基づき、市、地域住民および事業者が地域社会を共に形成する一員として協働し、若者の住宅確保や就労および起業への支援、子育て環境の向上等を図るものとする。

3 森林整備を通じた地域振興に関する事項

- ア 森林所有者等に対して森林経営への働きかけを強化し、計画的に生産される間伐材を含め、スギ、ヒノキに代表される市内産材を、「公共建築物における高島市内産材の利用方針」(平成25年3月8日)に基づき、公共的建築物へ積極的に市内産材を活用するとともに住宅や企業などの民間施設への利活用についても働きかける。とりわけ、需要の掘り起こしを図るため、消費者向け相談窓口の設置や市広報紙、市ホームページによる普及啓発を行うとともに、市内産材の生産量の確保と供給の安定化等による川上から川下に繋がる流通体制の構築、さらには需要対策を積極的に支援し、林業の6次産業化を推進する。
- イ 原木で栽培されるシイタケを始めとするきのこ類、ワラビ、フキ、タケノコ等の山菜類、トチノミ等の樹実類、木炭や薪等の木質燃料に代表される特用林産物は、近年の健康志向、自然志向、環境問題等への関心が高まる中で、これらの優れた特性や品質が見直されつつある。これら消費者の需要に応えるべく、自然からの恵みとして更なる地産外商を推進する。

4 森林の総合利用の推進に関する事項

ア 地域住民の暮らしに持続的に活用されてきた里山については、森林内の環境を維持しつつ、誰もが親しみやすい空間の整備、保全に努める。

また、里山保全活動グループの活動を支援するとともに地域住民との協働による森林整備活動や都市住民との交流を推進し、森林の持つ多面的機能や森林管理の必要性について理解を求める。

イ 都市住民との交流等の活動が地域の活性化につながるように、森林セラピー®、中央分水嶺高島トレイル、森林環境学習、山村文化体験活動、企業、団体等の社会貢献活動の場としての活用を推進する。

森林の総合利用に資する施設の位置は、別紙3に示す。また、施設の概要については、次のとおりとする。

施設の種類	位置	規模	対図番号
森林公園くつきの森	朽木麻生	やまね館【ホール（150人）、ミーティングルーム、厨房、クラフトルーム、宿泊室（洋室6～7人、9部屋）、浴室】、ユリノキ広場、自然研修センター、遊歩道	1
針畑郷山村都市交流館「山帰来」	朽木中牧	研修室兼多目的ホール、更衣室兼休憩室（男女各1部屋、10名）	2

5 住民参加による森林の整備に関する事項

(1) 地域住民参加による取り組み

都市住民との交流活動が地域の活性化につながるよう、企業、団体等が実施する森林や山間地域をフィールドにした林業体験、山村文化体験活動、社会貢献活動等の誘致を行うとともに、区、自治会や地域住民が受け入れ主体となる体制を構築する。

(2) 上流域から下流域を繋ぐ取り組み

川上における効率的かつ持続的な木材の安定供給体制、川中における川下の需要に対応できる効率的な加工流通体制、川下における需要拡大に資するための戦略を展開し、森林整備、木材生産および木材利用の循環システムを構築する。

6 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項

市内全域の森林において、森林経営管理制度に沿った経営管理を進めるため、森林環境譲与税を活用して意向調査等に取り組んでいく。

7 その他必要な事項

- ア 県、市、森林組合、林業事業体、森林所有者、市産材を活用した家づくり推進団体等との協働による市産材を活用した家づくりを推進し、森林所有者の森林経営意欲の向上および安定かつ継続的な森林経営に寄与する。
- イ 奥山に残されているブナやトチノキを始めとする広葉樹の巨樹・巨木林の保全に向けて所有者の協力を求めるとともに、巨樹・巨木林の存在意義や果たす役割を市内外の住民に広く伝え、保全に向けた意識の醸成に繋げる。
- ウ 保安林、国定公園法等により施業の制限を受けている森林においては、当該制限の範囲内で適正な施業についての指導、助言等を行う。
- エ 琵琶湖森林づくり事業を実施するうえで締結した協定に基づき、適切な森林の維持管理や利活用に向けて森林所有者や関係団体への働きかけを行う。